

IV 章 データバンク

- 1 関係連絡先・ホームページ等
- 2 救急法
- 3 平成 28 年熊本地震と令和 2 年 7 月豪雨の概要
- 4 災害対策関係法令等
- 5 資料及び様式集

1 関係連絡先・ホームページ等

① 行政・教育委員会関係

熊本県教育委員会	096-333-2699
熊本県立教育センター	0968-44-6611
宇城教育事務所	0964-32-3042
玉名教育事務所	0968-74-2301
山鹿市教育委員会	0968-43-1638
菊池教育事務所	0968-25-4248
阿蘇教育事務所	0967-22-5544
上益城教育事務所	096-282-2229
八代教育事務所	0965-33-7186
芦北教育事務所	0966-82-4030
球磨教育事務所	0966-24-7775
天草教育事務所	0969-22-4754
熊本市教育委員会	096-328-2704
熊本県危機管理防災課	096-333-2109

② 関係ホームページ

熊本県学校支援チームについて（教育政策課）
<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/77455.html>



本県の防災教育について（学校安全・安心推進課）
<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/61527.html>



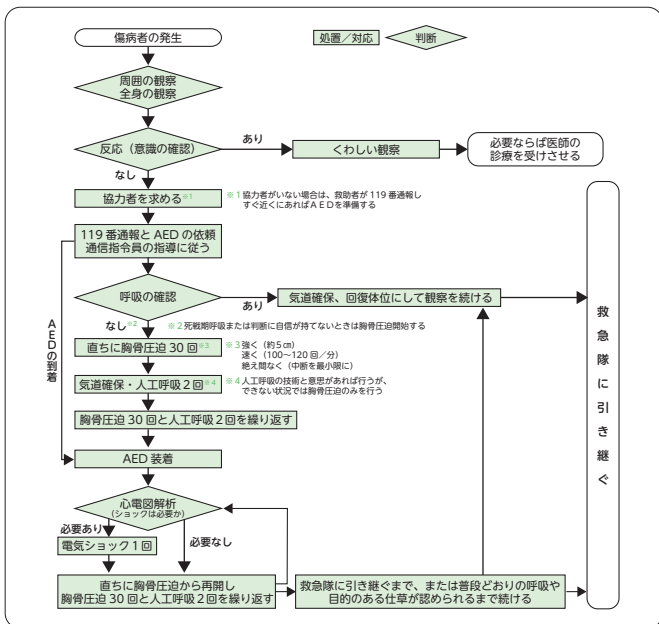
本県の災害・防災情報について（危機管理防災課）
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/4/>



※ URL は変更になることがあります

2 救急法

1 応急対応の流れ



「日本赤十字社HP」より

IV章
データバンク

2 応急措置

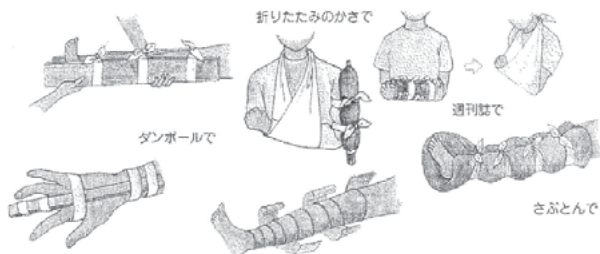
(1)止血法

- ①出血しているきずをガーゼやハンカチ等で直接強く押さえてしばらく圧迫する。包帯を少しきつめに巻くことによって同様に圧迫して止血することができる。
- ②感染防止のために、ビニール袋やビニール手袋などを使用することが推奨されている。



「日本赤十字社HP」より

(2)骨折



「学校防災マニュアル」(兵庫県教育委員会)より

- ①前腕や上腕部の骨折は、三角布や風呂敷、スカーフなどで上下の関節を動かさないように固定する。
- ②折れた部分に副子を当てて、包帯やハンカチなどで固定する。
(固定具としては、板・ダンボール・週刊誌・傘など身の回りにあるものを利用する)

3 負傷者の搬送

現場から搬送する場合、できるだけ2人以上で搬送する。

- (1)1人で搬送する方法 (2)2人で搬送する方法



・負傷者の腕をクロスさせて持つ



・1人が後ろから腕を持ち抱え
1人が交差させた足を持つ

(3)簡易担架を作って搬送する方法

- ①毛布と棒で担架を作る



- ・3分の1のところで折り返す
- ・折り返した毛布の端に余裕を持たせ折り返す。

②上着と棒で担架を作る。



- ・ 2本の棒を持ち、もう1人が上着を脱がす。棒に通す。
- ・ 2～3着分の上着を通して担架にする。

4 心肺蘇生

(1)反応（意識）の確認

大きな声をかけ、肩を軽くたたき、反応（意識）の有無を確認します。反応（意識）がなかったり鈍い場合は、まず協力者を求め、119番通報とAEDの手配を依頼します。



(2)呼吸の確認

傷病者が心停止を起こしているかを判断するために呼吸を確認します。

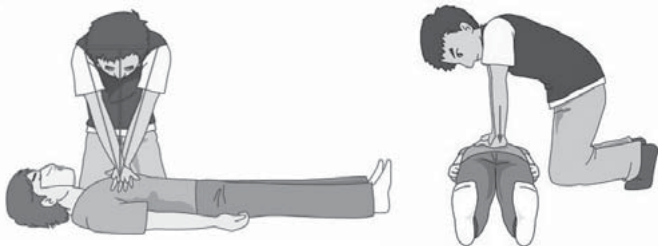
- ① 呼吸を確認するために、傷病者の胸部と腹部の動きの観察に集中します。
- ② 普段どおりの呼吸がない場合、あるいはその判断に自信が持てない場合は、胸骨圧迫を開始します。このとき、呼吸を確認するのに10秒以上かけないようにします。



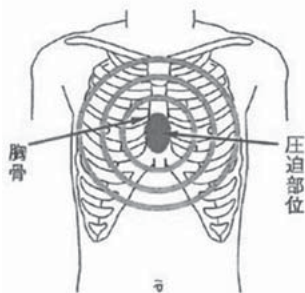
(3)胸骨圧迫

心臓が痙攣したり停止したりして血液を送り出せない場合に、心臓のポンプ機能を代行するために行います。

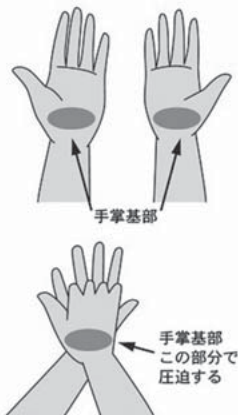
- ① 傷病者を固い床面に上向きで寝かせる。
- ② 救助者は傷病者の片側、胸のあたりに両膝をつき、傷病者の胸骨の下半分（目安は胸の真ん中）に片方の手の手掌基部を置き、その上にもう一方の手を重ね、上に重ねた手の指で下の手の指を引き上げます。
- ③ 両肘を伸ばし、脊柱に向かって垂直に体重をかけて、胸骨を約5cm（成人の場合※ただし、6歳以上の子どもを含む）押し下げる。
- ④ 手を胸骨から離さずに、速やかに力を緩めて元の高さに戻す。
- ⑤ 胸骨圧迫は1分間あたり100～120回のテンポで30回続けて行う。



圧迫部位



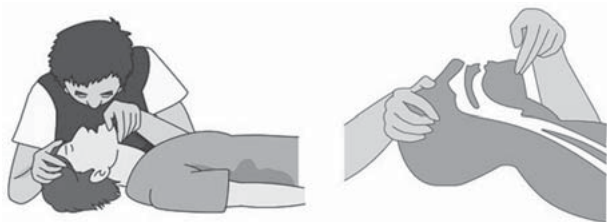
手掌基部



(4)気道確保（頭部後屈あご先拳上法）

一方の手を傷病者の額に、他方の手の人差し指と中指を下あごの先に当て、下あごを引き上げるようにして、頭部を後方に傾けます。（頭部後屈あご先拳上法）

頸椎損傷が疑われる場合は、特に注意して静かに行います。



(5)人工呼吸（呼気吹き込み法）

- ① 救助者は、気道を確保したまま、額に置いた手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまむ。
- ② 救助者は自分の口を大きく開けて、傷病者の口を覆う。
- ③ 約1秒かけて傷病者の胸が上がるのがわかる程度の吹き込みを行う。これを2回続けて行う。（1回吹き込んだらいったん口を離し換気させる）
- ④ 人工呼吸を行った途端に呼吸の回復を示す変化がない限りは、直ちに次の胸骨圧迫に移ります。



※人工呼吸には特別な用具を必要としませんが、一方向弁付き呼気吹き込み用具などの使用が可能であれば、使用します。

(6)胸骨圧迫と人工呼吸

心肺蘇生を効果的に行うために胸骨圧迫と人工呼吸を組み合わせで行います。

胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返します。AEDを使用するとき以外は、心肺蘇生（特に胸骨圧迫）を中断なく続けることが大切です。人工呼吸をする技術または意思を持たない場合は、胸骨圧迫だけでも構いません。

子どもに対する心肺蘇生

子どもに対する心肺蘇生は、基本的には成人の場合と同じですが、年齢によって体の大きさや体型が異なるために、多少手技の違いがあります。

また、子どもは大人に比べ、窒息や溺水など呼吸器系の障害によって起きる心停止の割合が多く、この場合は人工呼吸がより重要となります。

★注意事項

○胸骨圧迫

幼児は、片手または両手で胸の厚さの約1/3くぼむ程度、乳児は、中指と薬指で胸の厚さの約1/3くぼむ程度、押し下げる。圧迫のテンポは成人と同じ。

○気道確保

子どもの首は柔らかいので、後方に傾け過ぎないようにする。

○人工呼吸

肺容量が少ないので、吹き込む量の目安は、子どもの胸が上がるのがわかる程度にする。



(幼児の場合)



(乳児の場合)

AED (自動体外式除細動器) を用いた除細動

国内で非常に多い心臓突然死、その中で特に多いのが心室細動 (心臓のけいれん) によるもので、発生した場合は早期の除細動 (けいれんを止めること) が救命の鍵となります。

AEDとは電源を入れ、音声メッセージに従うことにより、コンピューターによって自動的に心電図を解析し、除細動の可否を音声で知らせ、必要な場合には電気ショックにより除細動を行うことができる機器です。

電源を入れる



※機種によっては、ふたを開けると自動的に電源が入るタイプがあります

電極パッドを傷病者に貼る（コネクターを本体に接続する）



※機種によっては、既にコネクターが本体に接続されているタイプがあります

電極パッドを傷病者に貼ればAEDが自動的に傷病者の心電図を解析します。

AEDから除細動の指示が出たら、除細動ボタンを押します。

「日本赤十字社HP」より

3 平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨の概要

(1) 平成28年熊本地震

① 概要

1 発生年月日

- ①平成28年(2016年)4月14日(木)午後9時26分
- ②平成28年(2016年)4月16日(土)午前1時25分

2 地震名

平成28年熊本地震

3 震央地名

- ①熊本県熊本地方(北緯32度44分 東経130度48分)
- ②熊本県熊本地方(北緯32度45分 東経130度45分)

4 震源の深さとマグニチュード

- ①11km マグニチュード6.5(暫定値)
- ②12km マグニチュード7.3(暫定値)

5 人的被害(R4.2.10現在)

死者 268人 負傷者 2,736人

6 住宅被害(R4.2.10現在)

全壊 8,642棟 半壊 34,389棟

7 避難所数

855箇所(ピーク時)

8 避難者数

183,882人(ピーク時・平成28年4月17日)

9 ライフラインの被害と復旧日

電気停電	約48万戸	完全復旧	平成28年4月28日
電話(固定電話)	約2100回線	完全復旧	平成28年4月20日
ガス停止	約11万戸	完全復旧	平成28年4月30日
水道断水	約45万戸	完全復旧	平成28年4月28日※

※ 家屋等損壊地域は除く

② 教育分野における被害の概要

(1) 児童生徒及び教職員の被害

熊本地震では、小学校、中学校、高校及び特別支援学校の児童生徒や教職員に死者はなかった。負傷者数は下表のとおり計214人である。

熊本地震においては、前震、本震とも発生が夜間で活動人口が少なく、被害が大きかった商業施設や観光施設に人が密集していなかったこと、学校にもほとんど人がいなかったこと、阪神淡路大震災における火災の多発や東日本大震災における津波の発生のように多数の生命の危機に直結する現象が地震後に起きなかったことなどが、児童生徒や教職員に死者がなく、負傷者も少なかったことの大きな要因と考えられる。

学校施設では、地震による体育館のトラス部材の落下等の被害も出ており、地震が、児童生徒が在籍している平日の昼間に発生していれば、学校において相当な人的被害が発生したものと予想される。

<児童生徒及び教職員の被害状況> ※県内公立学校の合計

		小学校	中学校	高校	特別支援	計
児童生徒	重症	6	1	5	0	12
	軽傷	35	39	59	6	139
教職員	重症	2	0	0	0	2
	軽傷	42	15	3	1	61
計		85	55	67	7	214

※熊本市立学校は同市教委まとめ（児童生徒は平成28年4月、教職員は平成28年6月調査）。その他は県教委まとめ（平成28年6月調査）

(2) 学校施設の被害

県立学校では、高校及び特別支援学校計71校のうち57校（全体の80.3%）が、市町村立学校では、45市町村の小学校、中学校、高校及び特別支援学校計530校のうち30市町村の336校（全体の63.4%）が地震により被災した。県立学校及び市町村立学校の合計では、601校のうち393校（全体の65.4%）が被災した。

県立及び市町村立学校においては、すべての建物が新耐震基準に基づいて建設された、又は耐震補強済みであった学校が全体の99.8%（熊本地震発生時）で、ほぼすべての学校で耐震化を終えていた。このため、倒壊した建物はなかったが、震度の大きい地震であったことから、使用禁止等となった施設は、県立学校で25校の71棟（平成28年5月10日時点）、市町村立学校で62校の91棟（平

成28年8月末時点)にのぼった。避難所となった学校計344校のうち、校舎の一部や体育館が避難所として使用できなかった学校が77校あり、学校再開時に自校の教室だけでは必要な教室数を確保できなかったため、自校の武道場やテントなど教室以外のスペースを教室代わりに使用した学校や他校に間借りした学校が4校あった。平成29年5月末時点では、他校に間借りしている学校はないが(阿蘇西小が旧尾ヶ石東部小を使用)、一部のクラスがプレハブの仮設校舎で授業を行っている学校は、県立学校で2校(熊本高校及び第二高校)、市町村立学校で4校ある(東野中学校、益城中学校、不知火小学校、小坂小学校)。

被害の内容としては、建物の不同沈下と給排水管の破損が多くみられることが特徴である。この他、構造体では、柱のせん断破壊や亀裂、柱脚の破壊、トラスト部材落下、屋根ブレース接合部の破断など、非構造部材では、天井の破損や脱落、照明の脱落、窓枠やガラスの破損、壁の落下などの被害が出た。

児童・生徒の家庭の被災、学校施設の被災、学校施設の避難所としての利用、頻発する余震への懸念等の理由により休校措置をとった公立学校は、630校のうち439校(全体の69.7%)であった。

市町村立の給食センターでは、84施設のうち35施設(全体の41.7%)が被災した。

<被災した学校数>

		小学校	中学校	高校	特別支援	計
県立学校	全校数	—	—	54	17	71
	被災校数	—	—	43	14	57
	割合(%)	—	—	79.6	82.4	80.3
市町村立学校	全校数	365	162	2	1	530
	被災校数	221	112	2	1	336
	割合(%)	60.5	69.1	100	100	63.4
計	全校数	365	162	56	18	601
	被災校数	221	112	45	15	393
	割合(%)	60.5	69.1	80.4	83.3	65.4

※県立中(宇土・玉名高校附属・八代)は、高校と一体でカウントするため件数からは除く。

<使用禁止となった施設のある学校数>

		小学校	中学校	高 校	特別支援	計
県立 学校	全校数	－	－	54	17	71
	使用禁止となつた施設のある学校数	－	－	19 (61)	6 (10)	25 (71)
	割合 (%)	－	－	35.2	35.3	35.2
市町 村立 学校	全校数	365	162	2	1	530
	使用禁止となつた施設のある学校数	68	35	1	－	104
	割合 (%)	18.6	21.6	50	－	19.6
計	全校数	365	162	56	18	601
	使用禁止となつた施設のある学校数	68	35	20	6	129
	割合 (%)	18.6	21.6	35.7	33.3	21.5

※ () 書きは棟数

<教室以外のスペースを教室として使用又は他校に間借りした学校数>

		小学校	中学校	高 校	特別支援	計
県立 学校	全校数	－	－	54	17	71
	教室外使用又は他校間借りの学校	－	－	2	－	2
	割合 (%)	－	－	3.7	－	2.8
市町 村立 学校	全校数	365	162	2	1	530
	教室外使用又は他校間借りの学校	3	1	－	－	4
	割合 (%)	0.8	0.6	－	－	0.8
計	全校数	365	162	56	18	601
	教室外使用又は他校間借りの学校	3	1	2	－	6
	割合 (%)	0.8	0.6	3.6	－	1.0

＜休校措置をとった学校数＞

		小学校	中学校	高 校	特別支援	計
県立 学校	全校数	－	3	66	17	86
	休校措置を とった学校	－	3	42	13	58
	割合 (%)	－	100	63.6	76.5	67.4
市町 村立 学校	全校数	365	162	2	1	530
	休校措置を とった学校	263	115	2	1	381
	割合 (%)	72.1	71.0	100	100	71.9
計	全校数	365	165	68	18	616
	休校措置を とった学校	263	118	44	14	439
	割合 (%)	72.1	71.5	64.7	77.8	71.3

(2) 令和2年7月豪雨

① 概要

1 発生年月日

令和2年（2020年）7月4日（土）午前4時50分
 ※天草・芦北地方、球磨地方、宇城八代地方に本県初となる「大雨特別警報」が発表された日時

2 災害名

令和2年7月豪雨

3 7月3日（金）～4日（土）の総降水量（アメダス）

観測所名	市町村名	降水量
水俣	水俣市	513.0ミリ
湯前横谷	湯前町	497.0ミリ
一勝地	球磨村	476.0ミリ
牛深	天草市	471.0ミリ
山江	山江村	468.5ミリ
上	あさぎり町	466.5ミリ
田浦	芦北町	465.5ミリ

（参考）牛深の7月の年平均降水量は309.7ミリ

4 人的被害（R4.2.3現在）

死者 65人 負傷者 50人

5 住宅被害（R4.2.3現在）

全壊 1,493棟 半壊 3,116棟

6 避難所数

212箇所（ピーク時）

7 避難者数

2,512人（ピーク時・令和2年7月12日）

8 ライフラインの被害

電気停電 約8,840戸
 電話（固定電話） 約39,770回線
 ガス停止 約3,700万戸
 水道断水 約28,000戸

② 教育分野における被害の概要

(1) 児童生徒及び教職員の被害

令和2年7月豪雨における児童生徒及び教職員に死者はなかった。

なお、県全体の65名の死者のうち、65歳以上の高齢者の割合が84%を占めていた。

(2) 学校施設の被害

県立学校では、高校及び特別支援学校計 68 校のうち 5 校（全体の 7.4%）が、市町村立学校では、45 市町村の小学校、中学校、高校、特別支援学校計 504 校のうち 15 校（全体の 3.0%）が被災した。

被害の概要は以下のとおり。

<被災した学校数>

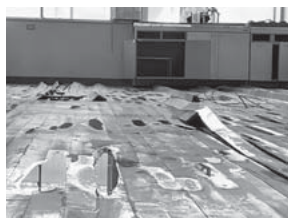
		小学校	中学校	高校	特別支援	計
県立学校	全校数	—	—	50	18	68
	被災校数	—	—	4	1	5
	割合 (%)	—	—	8.0	5.6	7.4
市町村立学校	全校数	340	159	2	3	504
	被災校数	10	5	0	0	15
	割合 (%)	2.9	3.2	0	0	3.0
計	全校数	340	159	52	21	572
	被災校数	10	5	4	1	20
	割合 (%)	2.9	3.2	7.7	4.8	3.5

※県立中（宇土・玉名高校附属・八代）は、高校と一体でカウントするため件数からは除く。

<被災した学校と主な被災内容>

所管	学校名	主な被災内容
県立	八代清流高校	校舎、グラウンド
	芦北高校	校舎、グラウンド、備品
	球磨中央高校	校舎、グラウンド
	球磨工業高校	グラウンド、備品
	芦北支援学校	校舎、備品
市町村立	芦北町立佐敷小学校	校舎、グラウンド、備品
	芦北町立大野小学校	グラウンド
	芦北町立湯浦小学校	校舎、グラウンド
	芦北町立佐敷中学校	校舎、グラウンド、備品
	芦北町立湯浦中学校	グラウンド、備品
	津奈木町立津奈木中学校	グラウンド
	人吉市立東間小学校	グラウンド
	人吉市立第二中学校	校舎、グラウンド
	錦町立木上小学校	グラウンド
	あさぎり町立上小学校	グラウンド
	山江村立山江中学校	グラウンド
	相良村立相良北小学校	グラウンド
	水上村立湯山小学校	校舎
	球磨村立渡小学校	校舎、グラウンド、備品
	天草市立牛深東小学校	校舎、グラウンド

特に被害が大きかった学校は、県立学校では、芦北高校及び芦北支援学校である。芦北高校は1階が床上浸水し、床が捲れた。グラウンド及び体育館にも大量の土砂が流入し、除去に時間を要した。また、1階の机・椅子、実習設備・消耗品は使用不可となった。



芦北高校の床の捲れ

芦北支援学校は1階に泥水が流入し、清掃及び消毒に時間を要した。また、1階の床に置いていた備品及び消耗品は使用不可となった。

市町村立学校では、球磨村立渡小学校と芦北町立佐敷小学校の2校の被害が大きかった。球磨村立渡小学校は1階の机・椅子が全て流され、体育館も浸水したことにより使用不可となった。球磨村立一勝地小学校内に仮校舎を建設し、8月3日(月)から同小学校内で学校を再開した。

芦北町立佐敷小学校は、1階が床上浸水し、教室及び職員室等が使用不可となったため、芦北町立田浦小学校及び芦北町立田浦中学校を間借りし、7月22日(水)から学

校再開した。10月9日（金）にプレハブ校舎が完成し、10月12日（月）から佐敷小学校にて授業を再開した。

また、学校施設自体の被害は少なかったが、八代市立八竜小学校及び八代市立坂本中学校は、土砂崩れにより通学路が寸断され、児童生徒が登



渡小学校の図書室被害

校できない状況になった。そのため、7月15日（水）から八代市内の公共施設において授業を再開し、8月3日（月）から八代市立日奈久小学校及び八代市立日奈久中学校を間借りし、学校再開した。12月14日（月）から道路が復旧したため、それぞれの学校での授業を再開した。人吉市立西瀬小学校は、約7割の児童が通学路として使っていた西瀬橋が崩落したため、迂回通学を余儀なくされた。橋は9月4日（金）から通行可能となった。

(3) 休校措置の状況

小学校 135 校、中学校 65 校、高校 25 校、特別支援学校 7 校の計 252 校（いずれも熊本市を除く）で休校措置をとり、8月3日（月）に全ての学校が再開した。なお、学校再開に時間を要したのは、被害が甚大であった球磨村の小中学校である。

4 災害対策等関係法令等

〈国〉

災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)
(最終改正: 令和3年5月19日法律第36号)

- ・第3条…国の責務
(災害からの国土並びに国民の生命、身体及び財産の保護)

災害救助法 (昭和22年法律第118号)
(最終改正: 平成30年6月15日法律第52号)

- ・第1条…目的 (国が応急的に必要な救助を行う)
(地方公共団体、その他団体及び国民の協力の下に行われる)

災害救助法施行令第3条による協議

〈都道府県〉

災害対策基本法

- ・第4条…都道府県の責務 (地域並びに県民の生命、身体及び財産の保護)
- ・第40条…都道府県地域防災計画 (都道府県地域防災計画の作成)
- ・第50条…災害応急対策及びその実施責任

災害救助法

- ・第2条…救助の対象 (都道府県知事は、救助の実施にあたる)
- ・第4条…救助の種類等 (収容施設の供与、食料・生活必需品の給与など、医療など)
- ・第13条…事務処理の特例 (知事から市町村長への実施の委任、市町村長による補助)

災害救助法施行令 (昭和22年政令第225号) (最終改正平成30年12月28日政令359号)

- ・第3条…救助の程度、方法及び期間
(内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が定める)

災害救助法施行細則

- 熊本県は、「熊本県災害救助法施行細則」(昭和52年規則第67号)で定めている。
- ・第3条…救助の程度、方法及び期間 (避難所設置期間7日以内)

都道府県地域防災計画

災害対策基本法第40条の規定に基づき、地域にかかる災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図る。

災害救助法13条による実施の委任

〈市町村〉

災害対策基本法

- ・第5条…市町村の責務
- ・第42条…市町村地域防災計画

災害救助法

- ・第13条…知事からの委任、知事に対する補助

避難所の設置

5 資料及び様式集

(1) 学校再開に向けての関係資料

① 施設・設備の点検チェック表

点検チェックリスト(学校用)

◀点検結果▶
 A : 異常は認められない、または対策済み
 B : 異常かどうか判断がつかない、わからない
 C : 異常が認められる

点検日	通し番号		
記入者名			
点検箇所 (該当に○)	棟名	階	
	屋内運動場 廊下	普通教室 昇降口	特別教室 外部 その他
室名			

番号	点検項目	点検の種類	参照ページ	劣化状況 ※該当欄に○					点検結果 (A・B・C) ※該当結果に○	特記事項 (具体的な異常箇所・状態等)
				脱落	変形	剥離	ひび・破損	変質		
I. 天井										
①	天井(天井仕上げボード、モルタル等)にずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか。	劣化	25							A・B・C
II. 照明器具										
①	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。	劣化	25			/				A・B・C
III. 窓・ガラス										
①	ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化	26		/	/	/		A・B・C
②	窓・ドア	窓やドアの開閉時に、引っかかる、著しく重いなどの異常がないか。	劣化	26		/	/	/		A・B・C
③	クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。	使い方	27	/	/	/	/		A・B・C
④	窓ガラス周辺	地震時に衝突するおそれがあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。	使い方	27	/	/	/	/		A・B・C
⑤	扉など	教室の扉など、内部建具に変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか。	劣化	27	/	/	/	/		A・B・C
IV. 外壁(外装材)										
①	外壁(外装材)	外壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。 (庇や軒、バルコニー等を含む)	劣化	28						A・B・C
V. 内壁(内装材)										
①	内壁(内装材)	内壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化	28						A・B・C
VI. 設備機器										
①	放送機器・体育器具	本体の錆きや取付け金物の腐食、破損等は見当たらないか。	劣化	29		/	/	/		A・B・C
②	空調室外機	空調室外機は錆いていないか。	劣化	29		/	/	/		A・B・C

番号	点検項目	点検の種類	参照ページ	劣化状況 ※該当欄に○				点検結果 (A・B・C) ※該当結果に○	特記事項 (具体的な異常箇所・状態等)	
				脱落	変形	判離	ひび・破損			変質
				ず垂ぶ落ち ずれら で下そ いでい がう つて いる	が曲ゆた傾凹 たがわいん つつんで いででい いていい いるる	膨ふ割 らかが んふれ でかて いず いるる	切破折割ひ れれれれ ででで いいいい いるる			シ饅 ミび がて あいい いるる
Ⅶ. テレビなど										
①	天吊りテレビ	テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか。	耐震性	30	/	/	/	/	/	A・B・C
②	据置きテレビ・パソコン等	テレビ・パソコン等の転倒・落下防止対策を講じているか。	耐震性	30	/	/	/	/	/	A・B・C
③	キャスター付きのテレビ台など	テレビ台や電子黒板、キャスター付きの台などの移動・転倒防止対策を講じているか。	耐震性	31	/	/	/	/	/	A・B・C
Ⅷ. 収納棚など										
①	棚・ロッカーなど	書棚、薬品棚、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか。	耐震性	31	/	/	/	/	/	A・B・C
②	棚の積載物	棚の上に重量物を置いていないか。	使い方	32	/	/	/	/	/	A・B・C
③	薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	使い方	32	/	/	/	/	/	A・B・C
Ⅸ. ビアノなど										
①	ピアノなど	ピアノなどに滑り・転倒防止対策を講じているか。	耐震性	33	/	/	/	/	/	A・B・C
Ⅹ. エキスパンション・ジョイント										
①	エキスパンション・ジョイントのカバー材	エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形又は外れていないか。	劣化	34	/	/	/	/	/	A・B・C
②	エキスパンション・ジョイント及びその周辺	エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。	使い方	34	/	/	/	/	/	A・B・C
Ⅺ. ブロック壁等										
①	ブロック壁等	壁に傾き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化		/	/	/	/	/	A・B・C
※点検項目を追加する場合は以下の欄を活用してください。										

文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ハンドブック」より
※文部科学省HPに様式あり

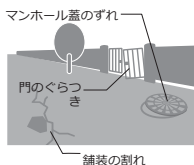
日常点検のポイント

異常を見つけたら
下記までご連絡ください
〇〇課〇〇係
☎00-0000

施設の保全のために、特に日々気をつけてチェックしていただきたいポイントについてまとめました。安全で事故のない施設のため、皆さんでチェックしましょう。

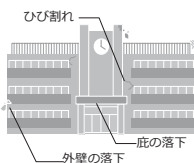
点検日/ 年 月 日 ()

屋外の点検



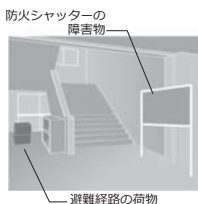
- ① **舗装のひび割れ・陥没・損傷**
人が落ちたり、つまずいたりする箇所はありませんか。危険な箇所は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。
- ② **マンホールや溝蓋の外れ・損傷・腐食**
人が落ちたり、つまずいたりする箇所はありませんか。危険な箇所は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。
- ③ **門やフェンスの傾き・腐食・変形**
ぐらつきがあり倒れそうな場合は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。

建物外部の点検

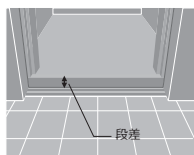


- ④ **外壁や庇(ひさし)の亀裂・浮き**
人が歩くルートや壁を確認しましょう。落下しそうな部分を見つけた場合は、直下を立入禁止にし〇〇課に連絡して下さい。
- ⑤ **金属製の手すり・金具の傷みやぐらつき**
触った人が落ちる可能性はありませんか。取り付けているものが落ちそうになっていませんか。
- ⑥ **エアコン室外機の異常音・異臭等**
いつもと違う臭いや音がありませんか。異常ランプが点灯していませんか。

建物内部の点検



- ⑦ **高所にあるものの落下**
エアコン・電気器具など、上部にあるものに傷みやぐらつきはありませんか。天井点検口はきちんと閉まっていますか。
- ⑧ **避難経路(防火戸・廊下・階段・非常口)**
避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。
- ⑨ **避難器具(避難はしご・救助袋)**
器具の周囲や着地点に障害物はありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。
- ⑩ **消防設備等(消火器・消火栓・火災報知器・排煙オペレーター)**
各設備の操作に障害となる物はありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。



- ⑪ **エアコン室内機の異常音・異臭等**
いつもと違う臭いや音がありませんか。異常ランプが点灯していませんか。
- ⑫ **ガス漏れ警報器の電源・有効期限**
電源が落ちていたり、有効期限が切れていませんか。有効期限が切れていたら、ガス会社に連絡してください。
- ⑬ **エレベーターの出入口**
出入口に段差が発生していませんか。異常がある場合は、すぐに使用禁止とし〇〇課に連絡してください。

一般財団法人建築保全センター「学校施設の点検ハンドブック」より

② 引き渡しカード・避難先一覧表

【児童生徒引き渡しカード】

児童生徒氏名				学年・学級	年 組 () 番
住 所					
引き取り者名	1		児童生徒 との関係	電 話	
	2				
	3				
兄 弟 姉 妹	(有 ・ 無) ※有の場合は右欄に記載	年 組 () 番	年 組 () 番		
緊 急 時 の 連 絡 先	(勤務先等)			電話 ()	
引 き 取 り 者 署 名		電話		児童生徒 との関係	
避 難 場 所					
引 き 渡 し 日 時	月 日 時 分	引き渡し 教職員名			

はあらかじめ学校で記入しておく。

【避難先一覧表】

番号	氏 名	年 組	避難先名称	連絡方法 (電話等)	備考 (ケガの程度・ 避難先移動等)
1					
2					
3					
4					
5					

【参考】

引き取り者がいない児童生徒への対応

- 児童生徒が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。
- 必ず教職員が一人は側に付き、児童生徒に安心感を与える。
- 落ち着いた段階で自宅に送り届けるが、自宅に家族が不在の場合は、貼り紙をしておき、引き取り者が来るまで、学校で預かる。
※ 子どもに不安感を抱かせないように配慮することが大切である。
電話が回復すれば、勤務先または緊急連絡先に電話する。

「学校防災ハンドブック (兵庫県教育委員会平成 24 年度改訂版)」より

③ 建物被害状況チェックシート

※応急危険度判定調査の前に、施設の安全性を概略チェックする。

○ 安全点検の方法

ア 日常の安全点検表を基準にして行うが、状況によっては新たな点検項目を作り、安全点検表に点検結果を記入する。

イ 結果の判定は、A、B、Cで行う。（Aは良好、Bは措置可能、Cは措置不可能）

ウ 点検実施に当たっては形式に流されることなく被害状況を考慮し、子どもの目の高さで見たり、薬品が漏れていないかなどを具体的に見る。

【建物被害状況チェックシート】（例）

該当施設	区分	評価	確認事項
		(A・B・C)	
校舎内	天井		亀裂がないか。 壁が落ちていないか。 ゆがみがないか。
	床破損		
	腰板破損		
	窓枠破損		
	出入り口のドア		
教室	窓ガラス		破損はないか。
廊下	窓ガラス		飛散したりしていないか。
教室	ロッカー、机、椅子、教卓、黒板、テレビ、戸棚、スピーカー、傘立て、靴箱		転倒したり、移動したりしていないか。
昇降口			
階段	防火シャッター		通れるか。
	非常階段		閉まっていないか。
理科実験室、保健室、給食室、調理室	電気器具		電線が切断していないか。 蛍光灯が破損していないか。
	水道		水道管が破損していないか。 水漏れがないか。
	ガス		元栓に損傷はないか。
	薬品類、ガラス危器具		収納棚が転倒していないか。 薬品が流出していないか。 容器が破損していないか。
手洗い場、便所	水道		水道管が破損していないか。 水漏れがないか。
調理室、給食室、技術室	食器類 油類		転倒、落下し、流出していないか。
実習室、音楽室、視聴覚室	工作機械・用具、ピアノ、コンピュータ、放送器具、視聴覚教材		転倒したり、移動したりしていないか。
校庭	体育固定施設、遊具施設		転倒したり、移動したりしていないか。 亀裂がないか。 ぐらつきがないか。 ゆがみがないか。 曲がっていないか。
プール	シャワー、浄化消毒装置、排水口		亀裂がないか。 水漏れがないか。 水道管が破損していないか。

④ 当面の予定と教科書等不足調査

【当面の予定の連絡と教科書等不足調査】

保護者 様

〇年〇〇月〇〇日

〇〇立〇〇学校

校長〇〇 〇〇

当面の予定のお知らせと教科書・学用品等の不足調査について

このたびの災害により、被害に遭われた方々に謹んでお見舞い申し上げます。

本校も〇〇等の被害に遭いましたが、できるだけ早く学校を再開するために、総力をあげて対応する所存です。

つきましては、下記により当面の予定をお知らせするとともに、別紙により教科書・学用品等などの不足調査を行います。

復旧作業などでご多用とは存じますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 当面の予定
〇〇月〇〇日まで、臨時休校とします。
- 2 今後の予定
学校再開予定については、文書・防災無線・掲示物などで後日お知らせします。

(別紙) 小学校の例

教科書・学用品等の不足調査

〇〇立〇〇小学校

年 組 氏 名
保護者氏名

- 1 教科書など、なくなった物に○をつけてください。
国語上 () 国語下 () 書 写 () 社会上 () 社会下 ()
地図帳 () 算数上 () 算数下 () 理 科 () 生活上 ()
生活下 () 音 楽 () 図工上 () 図工下 () 家庭科 ()
保 健 ()
*理科・社会・保健は、3年以上 *生活科は、1、2年
*家庭科は、5、6年 *地図帳は、4、5、6年
- 2 教材でなくなった物に○をつけてください。
算数おけいこセット () 裁縫道具 () 習字道具 ()
図工セット ()
その他 ()
- 3 文房具でなくなった物に○をつけてください。
ノート () 鉛筆 () 消ゴム () 絵具 () 画筆 ()
下 敷 () 定規 () その他 ()
- 4 通学用品でなくなった物に○をつけてください。
運動靴 () 体操服 () 傘 () カバン () 長靴 ()
その他 ()

⑤ 学校再開のお知らせ

〇年〇〇月〇〇日

保護者・児童生徒 様

〇〇立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

学校再開のお知らせ

〇〇月〇〇日（ ）に、下記のとおり学校を再開します。

記

- 1 登下校時刻 登校：午前〇時
下校：午前〇時
給食は〇月〇日から実施します。
- 2 集合場所 運動場
- 3 登下校の方法 集団登校・集団下校
・登校時：教職員及び保護者引率
・下校時：教職員引率
- 4 持ち物 筆記用具（用意できれば）
- 5 その他（児童生徒のみなさんへ）
 - (1) 安全のため、登下校時、壊れた物や垂れ下がった電線等には、絶対にさわってはいけません。
 - (2) 登校しても、校舎に入ってはいけません。先生の指示に従いましょう。（校舎の中には、まだ危険な所があります。）

(2) 避難所運営関係資料

① 避難所協力班の組織化と訓練

- ☆ 学校防災マニュアルに避難所協力班を位置づける。
- ☆ 避難所協力班による避難所開設訓練を実施する。

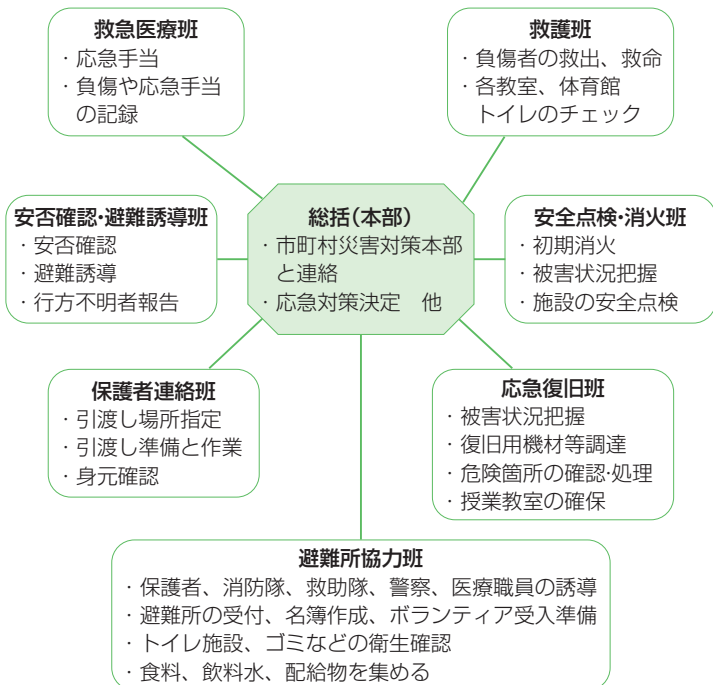
1 教職員による避難所協力班を組織

- (1) 避難所運営は避難者の自治組織によるのが望ましい。学校秩序を保てるようになるまで、時間が必要である。
- (2) 震災時市町村の災害対策本部の設置は市町村の責任である。
激甚災害時は担当職員の派遣に時間を要することもある。

2 教職員の避難所運営協力業務

- (1) 校長の職務命令により行う「職務」とすることが適当。
- (2) 各市町村の避難所運営マニュアルに基づき避難所開設訓練を実施する。

3 避難所協力班の役割（学校災害対策本部の設置例）



【参考】 避難所支援にあたり

多くの学校が被災し、ピーク時は、地域防災計画上の指定の有無に拘わらず、344校の施設が避難所となり、最大で2,000人を受け入れた学校もあった。

避難所になった学校での聞き取りでは、避難所設置時、水、毛布、食糧、携帯トイレ、トイレトーパー等 の備蓄が必要であったと回答した学校が多かった。

平成29年3月 熊本県教育委員会

「学校防災（地震・津波）マニュアル作成の手引」より

【参考】 災害の種類に応じた避難行動

地震は突然激しい揺れに襲われ、この瞬間に多くの被害が一度に発生する。一方、水害や土砂災害は徐々に状況が悪化し、河川の氾濫や土砂災害が発生するまでは基本的に人的被害は発生しないという違いがある。

水害や土砂災害の場合、避難所への避難は激しい雨の中での避難になることが考えられるため、例えば避難者の受付場所を屋内にしたり、できるだけ早く開放区域に案内したりする等を心がける必要がある。

「気象庁ホームページ」より

② 開放施設の明確化と開放順位の設定

- ☆ 避難所や緊急避難所としての指定の有無や協定内容を定期的に確認する。
- ☆ 鍵の管理について市町村防災部局等と事前調整を行う。
- ☆ 管理運営上必要な場所は非開放とする。
- ☆ 開放順位をあらかじめ決定しておく。

1 開放施設の明確化

- (1) 避難所として開放する施設は学校再開を前提に設定する。
- (2) 大規模災害が発生すると指定の有無にかかわらず学校は緊急の避難所になる。
- (3) 不測の事態にも柔軟に対応できる体制の整備を図る。
- (4) 学校の教育活動への影響を最小限にして、学校再開を早期に実現することで、児童生徒を混乱から守る。
- (5) 校長室や職員室、事務室、保健室等管理運営上必要な場所は非開放施設とする。
- (6) 運動場は緊急車両や救援物資搬入のスペースを確保する。
また、児童生徒が体を動かす（遊ぶ）スペースを確保し、非常時の際のテント設営スペースや授業再開時の体育スペース確保のために、駐車スペースを限定する。

2 開放順位の設定

- (1) 学校施設の被害状況の点検の後、避難場所として開放する。
- (2) あらかじめ開放順位が決定していると混乱にも対応可能である。(例) ①運動場②体育館③教室④多目的教室
- (3) 休日や夜間の緊急の避難所開設に備え、管理職以外でも鍵を管理する体制を整えておくことも必要である。(近隣に居住する教職員等) また、事前に市町村防災部局等の関係機関と調整を行う。

【参考】

＜平成28年熊本地震時に避難所となった公立学校の集計表＞

校種	全校数	避難所開設	開設割合	最大避難者数
小学校	365	224	61%	79,793
中学校	162	92	57%	37,352
高等学校	56	24	43%	12,642
特別支援学校	18	4	22%	963
計	601	344	57%	130,750

学校施設の部屋割り（例）

- 1 学校の施設内の部屋割りのレイアウトを決めるときは、施設内で落ち着いた生活ができる環境づくりと管理のしやすさに留意する。
- 2 ●印のついたスペースは、避難所開設当初から設けるようにする。
- 3 避難者数との関係で、必ずしも必要な空間をすべて確保できるとは限らない。
 - ※ 緊急度A→B→Cの順に設置する。
 - ※ 時間の経過に合わせ避難者が減ってきた段階で共有部分を増やすようにする。

部屋名・設置場所		緊急度	部屋割りの考え方
●立ち入り禁止（非開放）区域		A	学校の管理運営に必要な職員室、校長室、事務室、給食室等および危険物がある理科室等は、立ち入り禁止（非開放）区域とする。また普通教室も原則非開放とする。
●第1次避難スペース		A	体育館等広いスペースを活用し、入口付近に避難所受付を設ける。 ※ 町内会・自治会単位の入居が望ましい。
第2次避難スペース		A	災害時要援護者には、福祉避難スペースとして、和室や静かな場所等を開放して入居してもらう。また大勢の人と一緒にいる場合は、トイレに近い場所を提供する等配慮する。 ※ 学校再開にあたって授業への影響のない教室等を活用する。
共有空間	●運営本部室	A	市町村担当者と学校の教職員のみが使用する避難所の対策本部用の部屋として使用する。 ※ 学校の業務に影響が出ないように専用電話を設置してもらう。
	●運営会議室	A	市町村担当者、教職員、避難者で組織する運営委員、ボランティア代表等で行う会議用の部屋として使用する。
	●総合受付	A	正面玄関近く等、わかりやすい場所にテーブルを置く。

共有空間	●物資置き場	A	外部からトラック等が入りやすい場所に設置する。 ※ 状況に応じて野外にテントを張ることもある。
	●医務室	A	保健室を活用する。 ※ 近くに休憩室が設けられることが望ましい。
	●女性専用スペース	A	更衣や授乳場所としても利用できるよう部屋を確保する。居住空間の近くが望ましい。 ※ 体育館内の小部屋を利用しているケースが多い。
	情報掲示板	A	正面玄関近くの壁面を利用して避難者に情報を提供する。
	ペット飼育スペース	A	鳴き声等の関係から校舎から離れたグラウンドの一角に設置する。 ※ できれば雨があたらない場所。
	仮設トイレ	A	校舎の近くであり目につかない野外の場所で、バキュームカーが入れる場所、できれば清掃用の水が近くにある場所に設置する。 ※ 夜間使用のために仮設トイレへの照明の配線が必要。
	仮設電話	A	正面玄関近くに設置する。 ※ 校内放送設備がある場所の近く。校内放送をしないで伝言メモを避難者に渡す方法もある。
	ボランティア・ルーム	A	ボランティアが打ち合わせ等を行う場所として、できれば本部室の近くに設置する。
	配給所	B	救援物資等を配給する場所。物資置き場の近くで、配給時のみ一時的に廊下を使う方法もある。
	更衣室	B	居住空間の近くの部屋や仕切りで囲ったスペースを用意する。
	ゴミ置き場	B	居住スペースから離れた野外に設置。 ※ できれば雨のあたらない場所。清掃車との関係にも配慮して設置する。
	倉庫	B	避難スペース提供にあたって、教室の机、椅子の収納のための倉庫が必要である。 ※ 避難者が多い場合は、机や椅子は廊下に積み上げている例が多い。

共有空間	テレビ	B	避難者への情報提供等のために設置する。 ※ 体育館のステージ上に置くケースが多い。
	喫煙場所	B	屋外に設置する。 ※ 学校敷地内禁煙の場合は、学校外に設置を検討する。
	調理室	C	炊き出しをする場所として設置する。 ※ 施設内、あるいは野外の水道や排水設備のある場所にする。
	食堂	C	外部から物資を搬入しやすい場所にする。 ※ スペースに余裕があれば設ける。
	談話室	C	騒音等の関係から避難スペースから少し離れた場所に設置する。 ※ 消灯後の利用も前提にする。
	洗濯場・物干し場	C	屋外の給排水のある場所に設置する。 ※ プールの近く等が考えられる。女性専用物干し場(室内)を確保する。干し場としては屋上も検討する。
	学習室	C	居住空間に隣接した場所にする。 ※ スペースに余裕があれば設ける。
	パソコンスペース	C	避難者がインターネット利用のために設置されることがある。教室あるいは廊下等、通行に邪魔にならない場所でスペースに余裕があれば設ける。
	携帯電話、スマートフォン等充電スペース	C	※ スペースに余裕があれば設ける。 ※ 電源の確保や共有スペースのルール作りが必要。

兵庫県教育委員会「防災教育研修プログラム事例集」(一部修正)より

③ 避難所としての開放区域

【避難所の開放範囲】（学校の例）

分類	部屋名
第1次避難スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館 <li style="padding-left: 20px;">入り口付近に受付・運営事務スペース <li style="padding-left: 20px;">小部屋がある場合は、女子更衣室や災害時要援護者用の避難スペースとする。 ・ 多目的教室
第2次避難スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○校舎校舎1階普通教室
避難所運営関係諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階トイレ ・ 保健室→救護スペース ・ 給食室→食事準備などのスペース
* 開放しない部屋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長室 ・ 職員室、事務室 ・ 理科準備室、家庭科室など危険物のある特別教室
* 予備スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急遺体安置場所（原則として避難所には遺体を安置しないが、災害の状況によりやむをえない場合は、避難スペースと隔離した位置に確保する。） ・ 屋外に、物資輸送車両等の乗り入れ場所を確保する。
開放区域図	

※以上の内容は、あらかじめ市町村の防災部局と協議して作成し、できれば拡大コピーしたものを保管しておく。

④ 避難誘導呼びかけ文例

市町村派遣職員、学校施設管理者（学校長）、または自主防災組織代表者などは、ハンドマイク、放送設備等により、避難者に次のように呼びかけます。

(1) 避難所開設準備中：運動場などでの待機要請

伝達内容：①待機場所の確認 ②情報提供 ③支援者の確保
④負傷者の対応

こちらは「校長の〇〇」です。ただいま、避難所の開設の準備を進めております。

施設の安全性が確認され次第、みなさんを案内しますので、

①しばらくは「〇〇〇」で待機をお願いします。

②現在わかっている災害情報は「●●●●・・・」です。

この地区の被害状況は確認中で、はっきりしたことはわかっていません。▲▲市町災害対策本部が設置され、関係機関とともに対策が進められていますので、落ち着いて行動してください。

なお、**③負傷された方、体調が悪い方**がいらっしゃいましたら申し出てください。

また、みなさんの中で**④避難所の開設準備にご協力いただける方がありましたら、申し出てください。**

以上です。

(2) 受付時：避難者の誘導案内

伝達内容：地区ごとの区画指定の事前確認
(早い者勝ちを避けるため)

こちらは「校長の〇〇」です。ただいま、施設の安全が確認され避難所の準備が整いましたので、みなさんを案内します。

早い者勝ちではありません。私の申し上げる順に、世帯ごとに受付に来てください。受付で、世帯の代表の方におなまえ・住所等を記入いただき、ルールを確認いただいてから入室いただきます。(地区順に受け付ける場合もある) **身体の不自由な方やお年寄り、乳幼児などを優先**します。

入室後はご近所の方同士で集まるようにしてください。

よろしくお願いします。

⑤ 避難者家族票

避難所施設名: 立 学校

世帯代表者		住所		〒 — /	
		電話		() — /携帯:	
避難所入所 年月日		年 月 日() 午前・午後 時 分		<家屋の被災状況> 全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通・不明 <その他の状況>()	
	フリガナ 氏名	年齢	性別	児童生徒 学校名・ 学年等	要援護者 (下欄の 記号で)
1	代表者		男・女		
2			男・女		
3			男・女		
4			男・女		
5			男・女		
6			男・女		
<親族などの連絡先> 住所 氏名 電話() — /携帯				<要援護者の内訳> ア)乳児 イ)幼児 ウ)妊産婦の方 エ)65歳以上の高齢者 オ)要介護者・病人 カ)身体障がい者 キ)日本語がわかりにくい方(外国人)	
食物アレルギーについて				ない・ある *何に反応しますか?→()	
その他の事項		例:要介護、要手話・要通訳など			
安否の問い合わせがあったときに、こたえてよろしいか				はい いいえ	
退出年月日		年 月 日() 午前・午後 時 分			
退出後の 連絡先等		住所			
		電話等			
連絡先の問い合わせがあったときに、こたえてよろしいか				はい いいえ	

*受付が集中した時は、太線枠内を記入する。その他は後で記入・確認する。

⑥ 在宅被災者リスト・災害時要援護者リスト

【在宅避難者リスト】

作成日()月()日 午前・午後()時 作成者()

	氏名	ふりがな	年齢	性別	電話	地区名	住所	所帯主名	備考
1				男・女					
2				男・女					
3				男・女					
4				男・女					
5				男・女					

※安否確認時に検索ができるよう、必ずふりがなをつける。

水・食料の配布等避難所での救援対策を受けている在宅の避難者の情報を把握するためのもの。

内容は、基本的に、避難者リストと同じである。

【災害時要援護者リスト】

作成日()月()日 午前・午後()時 作成者()

	氏名	ふりがな	年齢	性別	要配慮の内容(*)	具体ニーズ	世帯人員数	対応
1				男・女				
2				男・女				
3				男・女				
4				男・女				
5				男・女				

*要配慮の内容

1. 重度の傷病
2. 介護を要する障害者・高齢者等
3. 2に該当しない障害者・高齢者等
4. 乳児
5. 産婦
6. 日本語を解さない外国人
7. その他

※これは、災害発生直後から最低限必要な内容（災害弱者の概要等）を把握するための例を示したものであり、表計算ソフトなどで作成することにより、入力が可能かつ必要となる段階で随時、項目を増やして充実することとする。当初から多くの情報を求めて時間を費やすよりも、まずは迅速に必要な情報を把握し、個別対応をスタートすることが大切である。

⑦ 避難所における災害時要援護者への援助方針

1 基本的な考え方

一般の指定避難所においては、避難者全員に対する機会の平等性や公正性が重視されがちであるが、災害時要援護者の多様なニーズを踏まえ、「一番困っている人」を優先する姿勢で柔軟かつ臨機応変に対応する。

2 対象者別の配慮事項(例)

対象者	配慮事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。 ・認知症高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や問題行動が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、生活指導、機能訓練等を行い、精神的な安定を図る。 ・トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 ・おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。 ・音声で複数回繰り返すなど情報伝達方法に配慮する。 ・盲ろう通訳やガイドヘルパー等を派遣する。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・伝達事項は、紙に書いて知らせる。 ・盲ろう通訳や介助員、手話通訳者、要約筆記者等を派遣する。 ・簡易型電光掲示板やホワイトボード等による情報伝達を行う。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすが通れる通路を確保する。 ・トイレのスペース確保に配慮する。
内部障害者 難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。特に人工呼吸器の電源確保や人工透析患者の定期的な透析に留意する。 ・医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。 ・人工肛門造設者用のオストメイトトイレの所在を把握し、対象者に周知する。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 ・コミュニケーションボードを使うなど絵や図、文字等を組み合わせて情報を伝える。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・疲れやすく、対人関係やコミュニケーションがストレスになることもあるので、1人で過ごせるスペース等、落ち着くことができる環境を整える。 ・保健所が精神科救護所となっているので、必要に応じて医師の診断等を仰ぎ、服薬等を行う。
発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的な変化に対する不安や抵抗、こだわりが強く避難所生活になじめないこともあるので、プライバシーを保てるスペースを確保するよう配慮する。 ・音や光に過敏な者もいるので、あらかじめ周囲に理解を求めておく。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児のためのベビーベッド、授乳の場を用意する。 ・退行現象、夜泣き、吃音、不眠、チックなどの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 ・ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保等に留意する。
女性	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣室や物干し場、トイレを男女別に設置する。 ・入浴設備は男女ごとに時間帯を分け、受付を設置する。 ・性的被害に合わないよう、照明や死角に留意する。 ・炊き出しや家事等、固定的な性別役割分担に陥らないようにする。 ・生理用品や下着は女性担当者が配布する。 ・女性の相談員を配置し、相談に対応する。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・安静に休息ができるスペースや搾乳、授乳できるスペースを設ける。
LGBT (性的少数者)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別トイレだけではなく、ユニバーサルトイレを設置する。 ・プライバシーを保護した上で必要な物資（生理用品、ホルモン剤等）を受け取れる環境を整える。
日本語に不慣 れな外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、通訳ボランティア等を派遣する。

〔兵庫県災害時要援護者支援指針〕（兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課H29、9改訂）より

⑧ 避難所開設状況報告書

【避難所開設状況報告書（速報）】

避難所用

報告日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	
学校名		報告者氏名
緊急連絡先	TEL	連絡先氏名

報告事項

1 避難所開放区域

開放区域名	特記事項（主な被害状況等）
体育館	

2 避難所に係る設備

設備名	使用可能状況	特記事項（主な被害状況等）
トイレ	1 可 ・ 2 不可	
水道	1 可 ・ 2 不可	
電気	1 可 ・ 2 不可	
ガス	1 可 ・ 2 不可	
電話	1 可 ・ 2 不可	
FAX	1 可 ・ 2 不可	
放送設備	1 可 ・ 3 不可	

3 避難者の状況

現在の避難者		男	名		女	名	
約	名	小学生	名		中学生	名	
		高校生	名		18歳以上	名	
	内訳	乳児	名		幼児	名	
	内訳	要介護者・病人	名		日本語を解さない外国人	名	
報告先		TEL		FAX			

⑨ 食料等物品要請書・受領書・救援物資管理表

【食料等物品要請書】

日 時	年 月 日 () 午前・午後	時 分
避難所名	学 校 避 難 所	
連絡先	TEL FAX	担当者

	品 名	仕様(サイズ等)	数 量	備 考
1				
2				
3				

【食料等物品受領書】

日 時	年 月 日 () 午前・午後	時 分
避難所名	学 校 避 難 所	
連絡先	TEL FAX	避難所 担当者

	品 名	仕様(サイズ等)	数 量	備考(支援先等)
1				
2				
3				

【救援物資管理表】

避難所名	学校	住所
連絡先	TEL FAX	担当者

日 時	品 目	受け数	消費期限	配布数	残数	備 考

⑩ 避難者一覧表・ボランティア受付簿

【避難者一覧表】(場所: 体育館・) () 室)

〇〇〇学校 No. ()

	氏名	ふりがな	年齢	性別	郵便番号	住 所	電 話	入	出	備考
1				男・女				／	／	
2				男・女				／	／	
3				男・女				／	／	
4				男・女				／	／	
5				男・女				／	／	
6				男・女				／	／	
7				男・女				／	／	
8				男・女				／	／	
9				男・女				／	／	
10				男・女				／	／	

【ボランティア受付簿】

〇〇〇学校 No. ()

	氏名	ふりがな	年齢	性別	郵便番号	住 所	電 話	入	出	備考
1				男・女				／	／	
2				男・女				／	／	
3				男・女				／	／	
4				男・女				／	／	
5				男・女				／	／	
6				男・女				／	／	
7				男・女				／	／	
8				男・女				／	／	
9				男・女				／	／	
10				男・女				／	／	
11				男・女				／	／	

*備考欄には、希望する(経験のある)活動内容などを記入してください。

⑪ 避難所での対応例

- (1) 物資・食料・飲料水等の配分方針等について
 - ① 物資・食料・飲料水等は公平に分配します。
 - ② 数量が不足する物資等は、避難所運営委員会での協議によって配布方針を決定します。
 - ③ 物資の配布は、各（避難者）組の代表者の方にお渡ししますので、各組内で分配するようにしてください。
 - ④ 物資等の配給は、原則毎日.....時頃に、場所は.....で物資班が配給するので、秩序を持って物資班の指示に従い受け取ってください。
 - ⑤ 配給する物資等の内容、数量は、その都度校内放送等で避難者へ伝達します。
 - ⑥ 各自必要な物資等は、避難所運営組織本部の物資窓口申し込んでください。在庫があるものはその場でお渡しします。在庫が無い物は本部へ要請しますので、届いたかどうかは各自で窓口を確認に来てください。
 - ⑦ 食料は取り置きせず、古くなったものは決して食べないようにしてください。
- (2) 安否問い合わせ・個人呼び出しへの対応
 - ① 避難者が受付時に安否情報の公開を了解している場合は、情報班が対応可能であれば避難者リストに基づいて安否を回答することができます。その場合は、避難者リストにより検索します。
 - ② 避難者に対しては「災害用伝言ダイヤル 171」「災害用伝言板web171」の利用を呼びかけます。
- (3) マスコミへの対応
 - ① マスコミの取材に対しては、1次的に市町村派遣職員が対応します。避難者代表者又は避難所運営組織の了解が得られれば、取材を許可します。
 - ② 取材者には、必ず腕章等機関名がわかるものをつけてもらい、写真・映像に顔が入る場合は必ず本人の了解を得ることにします。
- (4) 調査研究者への対応
 - ① 市町村・県が実施する調査は、事前に趣旨・内容等を説明した上で実施されます。協力してください。
 - ② 研究者等による調査は、1次的に市町村派遣職員が対応します。避難者代表者又は避難所運営組織の了解が得られれば、調査を許可します。

⑫ ペットの飼い主の皆さんへ

【ペットの飼い主の皆さんへ】

避難所運営委員会

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① ペットは、指定された場所に必ずつなぐか檻の中で飼ってください。
- ② 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットの苦情や危害に対する防止に努めてください。
- ④ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- ⑤ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ 運動やブラッシングは必ず屋外で行い、ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 飼育困難な場合は、動物救援センターや災害対策本部に相談してください。
- ⑧ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会（総務班）まで届け出てください。
- ⑨ 避難所運営委員会の指示には必ず従ってください。

<避難所ペット登録台帳> (例)

No.	飼育者 情報	種類	性別	体格	毛色	ペット の名前	登録日 退所日	健康状 態・服 用薬等
記 入 例	氏名 住所 電話	柴犬	<input checked="" type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス <input type="checkbox"/> 去勢済	<input type="checkbox"/> 大型 <input checked="" type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 小型	茶色	ポチ	〇・〇・〇	良好
	氏名 住所 電話		<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス <input type="checkbox"/> 去勢済	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 小型				
	氏名 住所 電話		<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス <input type="checkbox"/> 去勢済	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 小型				
	氏名 住所 電話		<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス <input type="checkbox"/> 去勢済	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 小型				

⑬ 緊急時連絡

「災害用伝言ダイヤル171」

災害用伝言ダイヤルは、地震、噴火等の災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始されます。

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行ってください。

災害用伝言ダイヤル

171

伝言の録音方法	伝言の再生方法
①「171」にダイヤルする ②録音する場合は「1」を押す 暗証番号を利用する録音は「3」 ③被災地の電話番号を市外局番からダイヤルする	①「171」にダイヤルする ②再生する場合は「2」を押す 暗証番号を利用する再生は「4」 ③被災地の電話番号を市外局番からダイヤルする

「災害用伝言板web171」

災害等の発生時、被害地域の居住者がインターネットを經由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報の登録が可能なサービスです。

登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国（海外も含む）から閲覧、追加伝言登録が可能です。登録したメッセージを通知することもできます。

災害用伝言板

web171

登録方法	閲覧方法
①「災害用伝言板」を検索し、HPにアクセス ②被災地の電話番号を市外局番から入力する ③画面の指示に従って、文字による伝言を登録する	①「災害用伝言板」を検索し、HPにアクセス ②被災地の電話番号を市外局番から入力する ③画面の指示に従って、文字による伝言の追加登録をする

※ 詳しくは電気通信事業各社のホームページを参照

⑭ 避難所における生活の基本的ルール

この避難所の共通理解ルールは次の通りです。

災害対策本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者等の代表からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - ・委員会は、毎日午前〇時と午後〇時に定例会議をおこないます。
 - ・委員会の運営組織として、総務班、情報班、管理班、救護班、物資班を編成します。
- 3 この避難所は電気、水道等のライフラインが復旧する頃を目途に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録します。
 - ・避難所を退所するときは、委員会に移転先を連絡ください。
 - ・動物（ペット）を室内に入れることは、盲導犬等介助等に必要な場合を除き、原則持込みは禁止です。盲導犬等の持込みは他の避難者の理解を得ることが前提です。
 - ・ペットは屋外に専用スペースを設けますので、飼い主の責任で管理してください。
- 5 職員室、保健室、調理室等施設管理や避難者全員のために必要となる部屋または危険な部屋は、避難部屋として使用しません。指定した部屋を使います。
 - ・避難所では、必要に応じて利用する部屋の移動を定期的におこないます。
- 6 食料・物資は、原則として全員に配給できるまでは配給をしません。
 - ・食料・救援物資は（避難者）組ごとに配給します。
 - ・特別な事情の場合は委員会の理解と協力を得てからおこないます。
 - ・配給は、避難所以外の近隣の人にも等しくおこないます。
 - ・ミルク、おむつ等特別な要望は、〇〇室で対処します。
- 7 消灯は、午後〇時です。
 - ・廊下は点灯したままとし、体育館等は照明を落とします。
 - ・職員室等管理に必要な部屋は、点灯したままとします。
- 8 放送は、午後〇時で終了します。
- 9 郵便物等は郵便局員や宅配業者から直接渡していただきます。
- 10 電話は、午前〇時から午後〇時まで、受信のみをおこないます。
 - ・呼び出しは緊急度や状況に応じて対応（伝言等）します。
 - ・施設内では直接避難者には取り次ぎません。折り返しかけ直していただきます。
 - ・携帯電話等は周囲の人の迷惑にならないように指定の場所で使用してください。
- 11 入否確認の問い合わせには情報開示に同意している場合に限りです。
- 12 トイレの清掃は、朝〇時、午後〇時、午後〇時に、避難者が交替でおこなうことにします。
 - ・清掃時間は、放送をおこないます。
 - ・水洗トイレは、大便のみバケツの水で流してください。
- 13 ゴミの分別は避難所内で行い、可燃ゴミは避難所内では燃やしません。
- 14 飲酒、喫煙は、所定の場所以外では禁止します。尚、裸火の使用は厳禁とします。

⑮ 避難所運営委員会運営規約(例)

(目的)

第1 自主的で円滑な避難所の運営がおこなわれることを目的として、避難所運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成員)

第2 委員会の構成員は、次の通りとする。

- ・避難者で編成する「(避難者)組」の代表者
- ・行政担当者
- ・施設管理者
- ・避難所で具体的な業務を運営する班の代表者
- ・災害ボランティアの代表者

② 前項の規定にかかわらず、「(避難者)組」の代表者が多い場合には、互選により委員会への出席者を選ぶことができる。

③ 委員会で承認されたときは、自治会、町内会等の役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、委員会に出席し、意見を述べるができる。

(廃止)

第3 委員会は、電気、水道等ライフラインの復旧時を目途とする避難所閉鎖の日に、廃止する。

(任務)

第4 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

② 委員会は、毎日午前 時と午後 時に定例会議をおこなうこととする。

③ 委員会は、具体的な業務を執行するために、避難者で編成する総務班、情報班、物資班、救護班、管理班等の運営班を設置する。

④ 各運営班の班長は、第2条の①項の規定に基づき委員会に出席する。

(役員)

第5 委員会には、委員の互選による会長1名、副会長 名を置く。

② 会長は、委員会の業務を総括し、副会長は会長を補佐する。

(総務班の業務)

第6 主として災害対策本部との連絡、避難所の管理、ボランティアの要請、マスコミ対応に関することを行う。

② 避難所内の秩序維持に努める。

③ 避難所の消灯を午後 時におこなう。ただし、体育館等は照明を落とすだけとし、廊下、職員室等管理のために必要な部屋は消灯しない。

④ 避難者の退所状況等を踏まえ、避難部屋の移動を定期的におこなう。

⑤ 委員会の事務局を務める。

(情報班の業務)

第7 避難者の名簿の作成、更新、管理に関することをおこなう。

- ② 避難所運営委員会名簿の作成をおこなう。
- ③ 避難者への情報提供及び情報収集、情報管理をおこなう。
- ④ 近隣の在宅被災者についても把握に努める。
- ⑤ 電話の問い合わせや、避難者の呼び出しに関することをおこなう。
- ⑥ 委員会の決定事項を避難者に伝達する。

(物資班の業務)

第8 避難所の食料、物資の配給、不足分の請求及び余剰物資の管理をおこなう。

- ② 公平性の確保に最大限配慮して配給をおこなう。ただし、どうしても配給する場合は、委員会の理解と協力を得てからおこなうこととし、特別なニーズがある物資について等、特別な要望については個別に対処する。
- ③ 避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく食料、物資を配給する。
- ④ 不要な救援物資が到着したときは、受領を拒否することができる。

(救護班の業務)

第9 高齢者、障がい者、負傷者、病人等特別なニーズのある被災者への支援をおこなう。

- ② 避難所内の子どもの保育活動の支援をおこなう。
- ③ 医療機関等との連絡をおこなう。

(管理班の業務)

第10 トイレ、ごみ、防疫、ペットに関すること等、避難所における衛生管理をおこなう。

- ② 毎日午前 時と午後 時及び午後 時にトイレの清掃をおこなう。
- ③ 犬、猫等の動物類は、室外の別の場所で飼う。
- ④ 遺体受け入れに関することをおこなう。

(その他)

第11 この規約に記載されていないことは、その都度、委員会で協議して決める。

付則

この規約は、 年 月 日から施行する。

⑩ 避難所日誌

避難所開設月日		日 目		月 日		曜日		天気 ()		記録者											
避 難 者 数																					
避難場所	避難者総数	避難者内訳										要援護者等 (内数)									
		乳児・幼児		小学生以下		小学生		中学生		高校生		64歳以下 大人		65歳以上		要介護者・病人		身体障がい者 (外国人)		日本語が分 りにくい方 (外国人)	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
体育館																					
小計																					
合計																					
避難所運営委員会 (会議内容)																					
総務班																					
情報班																					
物資班																					
救護班																					
管理班																					
その他																					
特記事項 (引継事項)																					
総務班																					
情報班																					
物資班																					
救護班																					
管理班																					
その他																					

IV章
データバンク

⑰ 学校施設・設備表示板(例)

日本語表示	幼児用表示	英語表示	ハングル表示
危険立入禁止	きけん。はいってはいけません	DANGER! DON'T ENTER!	위험 출입 금지
教室へは入らないでください	きょうしつへは、はいれません	DON'T ENTER TO THE CLASSROOM	・교실에는 들어가지 말아 주세요 ・교실에는 들어가지 말아 주십시오
本校教職員以外立入禁止	せんせいいがい、はいれません	OFFICIALS ONLY DON'T ENTER	본교 교직원 이외 출입 금지
負傷者等避難所	けがにんの ひなんばしょ	INJURED PERSON'S ROOM	부상자 피난 장소
避難所運営本部	ひなんじょ うんえいほんぶ	SHELTER MAIN OFFICE	피난소 운영 본부
第一次避難所	だいいちじ ひなんじょ	FIRST SHELTER	제1차 피난소
第二次避難所	だいにじ ひなんじょ	SECOND SHELTER	제2차 피난소
教護室	きゆうごしつ	・NURSE'S STATION ・RELIEF ROOM	구호실
学校災害対策本部	がっこうさいがいたいさいくほんぶ	SCHOOL DISASTER MAIN OFFICE	학교 재해 대책 본부
会議室	かいぎしつ	MEETING ROOM	회의실
ふれあいルーム	ふれあい るーむ	GATHERING ROOM	・만남 룸 ・만남의 장소
遺体仮安置所	いたい かり あんちしょ	TEMPORARY MORTUARY	・사체가안치소 ・사체임시안치소
男性	だんせい	MAN	남성
女性	じょせい	WOMAN	여성
トイレ	といれ	LAVATORY	화장실
配給場所	はいきゆうばしょ	DELIVERY PLACE	배급 장소
水・食料	みず・しょくりょう	WATER/FOOD	물·식료
生活用品	せいかつようひん	LIFE ARTICLE	생활용품
毛布	もうふ	BLANKET	・모포 ・담요
受付	うけつけ	RECEPTION DESK	접수
入口	いりぐち	ENTRANCE	입구
出口	でぐち	EXIT	출구
ボランティア	ぼらんていあ	VOLUNTEER	자원봉사

日本語表示	中国語表示	スペイン語表示
危険立入禁止	・危険!禁止进入 ・危険!禁止进入	¡Peligro! ¡No entre!
教室へは入らないでください	请勿进入教室	No entre al salón de clase
本校教職員以外立入禁止	除本校教职员以外禁止进入	¡Prohibido entrar!
負傷者等避難所	受伤者避难所	Refugio de los heridos
避難所運営本部	・避難所管理本部 ・避難所管理总部	Administración central de refugio
第一次避難所	第一 优先避难所	Primer refugio
第二次避難所	第二 优先避难所	Segundo refugio
救護室	救护室	Punto de socorro
学校災害対策本部	・災害対策学校本部 ・学校災害対策总部	Centro coordinador de medidas contra desastres en escuela
会議室	会议室	Sala de conferencias
ふれあいルーム	交流室	Sala de comunicación
遗体仮安置所	临时遗体安放所	Cámara mortuoria
男性	男性	Hombre
女性	女性	Mujer
トイレ	・厕所 ・洗手间	Baño
配給場所	配给处	Ventanilla de suministro
水・食料	水、食品	Agua/Comida
生活用品	生活用品	Artículo de vida
毛布	毯子	Manta
受付	・申请处 ・问讯处 ・接待处 (受付の種類による)	Recepción
入口	入口	Entrada
出口	出口	Salida
ボランティア	自愿参加者	Voluntario

日本語表示	ポルトガル語表示	ベトナム語表示
危険立入禁止	Perigo! Não entre!	NGUY HIỂM CẤM VÀO
教室へは入らないでください	Não entre para a sala de aula	CẤM VÀO PHÒNG LỚP
本校教職員以外立入禁止	•Proibir entrar •Entrada proibida aos estranhos menos professores	CẤM VÀO TRỪ GIAO VIÊN CỦA TRƯỜNG
負傷者等避難所	•Refúgio para feridos •Local de refúgio(abrigo) para feridos	NOI TRỐN TRÁNH ĐÀNH CHO NGƯỜI BỊ THƯƠNG
避難所運営本部	•Administração central de refúgio •Central administrativo de refúgio	SỞ CHỈ HUY TIẾN HÀNH NOI TRỐN TRÁNH
第一次避難所	Primero refúgio	NOI TRỐN TRÁNH SỐ 1
第二次避難所	Segundo refúgio	NOI TRỐN TRÁNH SỐ 2
救護室	•Ponto de socorro •Pronto-Socorro	PHÒNG Y TẾ
学校災害対策本部	•Centro controlar de contra desastres em escola •Central administrativo de medidas contra emergência em escola	SỞ CHỈ HUY ĐỐI PHỐ TAI HỌA NHÀ TRƯỜNG
会議室	•Sala de conferência •Sala de reunião	PHÒNG HỌP
ふれあいルーム	•Sala de comunicação •Sala de confraternização	PHÒNG GIAO LƯU
遺体仮安置所	•Casa mortuária •Morgue	NOI GIỮ XÁC TẠM THỜI
男性	•Homem •Masculino	ĐÀN ÔNG
女性	•Mulher •Femenina	PHỤ NỮ
トイレ	Banheiro	VỆ SINH
配給場所	•Guichê de racionamento •Local de distribuição	NOI CUNG CẤP
水・食料	•água/comida •água/alimentos	NƯỚC · THỰC PHẨM
生活用品	•Artigo de vida •Provisão de vida	ĐỒ DÙNG SINH HOẠT
毛布	Cobertor	CHĂN
受付	Recepção	QUẦY TIẾP
入口	Entrada	CỬA VÀO
出口	Saída	CỬA RA
ボランティア	Voluntário	TÌNH NGUYỆN

日本語表示	タガログ語表示
危険立入禁止	DELIKADO! BAWAL ANG PUMASOK!
教室へは入らない ください	BAWAL ANG PUMASOK SA SILID ARALAN!
本校教職員以外 立入禁止	OPISYALES LANG PO ANG PWEDENG PUMASOK
負傷者等避難所	・KAWARTO NG MAY KAPANSANAN ・LUGAR PARA SA MGA SUGATAN
避難所運営本部	・OPISINA NG SILONGAN ・PANGULUHAN OPISINA PARA SA SILUNGAN
第一次避難所	UNANG SILUNGAN
第二次避難所	PANGALAWANG SILUNGAN
救護室	・ESTASYON NG MGA NARS ・PANAKLOLONG KUWARTO PARA SA MGA NAPINSA
学校災害対策本部	・PINAKA OPISINA NG ESKWELAHANG PANGKALAMIDAD ・PANGULUHAN OPISINA PAARALANG PANGKALAMIDA
会議室	KUWARTO NG PULUNGAN
ふれあいルーム	KUWARTO NG PAGTITIPON
遺体仮安置所	・PANSAMANTALANG PANG EMBALSAMO ・EMBALSA MOHAN
男性	LALAKI
女性	BABAE
トイレ	PALIKURAN
配給場所	・LUGAR PAHATIRAN ・KUWARTO NG DISTRIBUSYON
水・食料	TUBIG/PAGKAIN
生活用品	・ARTIKULO NG BUHAY ・MGA DAMITATIBAITIBAN BAGAY PARA SA KABURAYAN
毛布	KUMOT
受付	・TAGA-GABAY ・TANGAGAPAN
入口	PASUKAN
出口	LABASAN
ボランティア	BOLUNTARYO

(3) 食の支援関係資料

① 食支援活動チェック表

【食料の確保状況チェック表】

点検月日	月	日	曜日	記録者
救援物資（食料や飲料水等）はきちんと保存、管理されているか				している していない
救援物資管理表は作成されているか				している していない
備蓄庫の何が利用できるか				()
炊き出しに利用できるものはあるか				ある () ない
それはどのように保存されているか				場所 () 方法 ()
給食に使用できるものはあるか				ある () ない
それはどのように保存されているか				場所 () 方法 ()

【救援物資の管理表】

	品目	受け数 ()	消費期限	品質確認	保存方法	備考

【参考】アレルギー27品目

アレルギーの原因となることが知られている食品のうち次の7品目は、患者数の多さや症状の重さから、原材料として使った場合だけでなく、原材料を作るときに使った場合も、これらが使われたことがわかるよう必ず表示してある。

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生

アレルギーの原因となることが知られている食品のうち次の20品目は、上の7品目と同様に、これらが使われたことがわかるよう表示することが勧められている。

これらの20品目が使われているのかどうか心配な方は、食品メーカーの『お客さま相談室』や『アレルギー専門窓口』に問い合わせる。

あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

「農林水産省HP」より

【食料配布日誌】

	1日目			2日目			3日目		
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕
大人									
子ども									

【炊き出し運営の環境チェック表】

炊き出しが必要かどうか		被害状況 ()	
ライフラインの状況はどうか		ガス (可・不可) 水道 (可・不可) 電気 (可・不可)	
施設	調理可能な施設はあるか	ある	施設名 <input type="text"/>
		ない	
器具	炊き出しをする器具はあるか	ある	器具名 <input type="text"/>
		ない	
	調達できる場所はあるか	ある	ない
食材	食材は何があるのか	救援物資より () 地元業者より ()	
	どんなメニューができるか (季節を考慮して)	例	
人的支援	炊き出しができる組織はあるか	ある (組織名) ない (人数)	
	ボランティアが確保できるか	できる	調理 (人) 配食 (人) 器具の準備 (人)
衛生管理は大丈夫か (加熱状況の確認)		できている	できていない
どんな方法で行うのか		① 全部持ち込みの場合	
		② 何か準備物が必要な場合	
		③ ボランティアが必要な場合	

【食に関する心のケア】

点検月日	月 日 曜日	記録者
食事に配慮を要する人たちの状況	アレルギー 生活習慣病 肥満 その他	____人 ____人 ____人
食事にに対して気になっている人たちの状況	気をつけること () () ない____人 ある____人 食べ過ぎ もっと食べたい 食べられない その他 その他の内容 ()	____人 ____人 ____人 ____人
調理活動に参加できる人	参加したい人 活動内容 () () ()	____人
栄養相談について	本部医療班との協力体制ができているか (できている できていない) 食事内容の問題点 () () 体調面での問題点 () ()	

【学校給食再開に向けた環境チェック表】

点検月日	月 日 曜日 記録者
給食施設（共同、学校）の稼働は可能か	可 不可（ ）
機械、器具類は使用できるか	可 不可（ ）
ライフラインの状況はどうか	ガス（可・不可） 水道（可・不可） 電気（可・不可）
どのような方法で開始できるか	従来の方法 他の施設 共同
従来の方法以外の配送方法が必要か	具体的に
食材の確保はどうするのか	救援物資より（ ） 給食業者より（ ） 地元業者より（ ） 備蓄庫より（ ）
献立の作成はどうするのか	具体的に
児童生徒への給食指導をどのようにするか	衛生指導
	配膳の工夫
	あとかたづけ
学校再開状況と給食時間の調整をどのようにするのか	

② 避難所の食事で気をつけること

1 衛生面には十分気をつけましょう

- (1) 配られた食べ物はいつまでも手元に置かずになるべく早く食べましょう。
- (2) 避難所では、食品の温度管理ができないので消費期限には特に気をつけるように心がけましょう。
- (3) 季節によっては腐りやすい物もあるので、匂いや味には十分注意しましょう。



2 栄養のバランスに気をつけましょう

- (1) 配られる食品はおにぎりやパン、菓子類が多く、でんぷん質や油分のとりすぎになります。そのため便秘しやすくなるので、葉に頼らず水分（お茶、牛乳等、ジュース類は除く）をとり、適度に運動をするように心がけましょう。
- (2) 炊き出しがあれば汁物や野菜をたくさん食べるようにしましょう。
- (3) ゆっくりよく噛んで食べるようにしましょう。
- (4) 体調を崩していたり、食事制限のある病気（アレルギーや内臓疾患等）の人、高齢者や乳幼児のいる人は、避難所の担当者に相談し食事等について相談しましょう。



3 ストレスをためないように気をつけましょう

食事作り（炊き出し等）や食べ物を配る作業等に積極的に参加し、からだを動かして気分転換し、ストレスをためないようにしましょう。



* 使い捨ての食器や箸等分別ゴミの回収に協力しましょう

③ 食事についてのアンケート

(あてはまるものに○印をつけてください)

年齢は

10歳未満・10代・20代・30代・40代・
50代・60代・70代・80歳以上

体調で下記のようなことがありますか

・食欲がない	・眠れない	・イライラする
・便秘気味である	・特にない	

(1) 生活習慣病の治療を受けている

はい・いいえ

食事制限がありますか

ある・ない

「ある」と答えた人はどんな制限ですか記入してください

【例：塩分】

(2) アレルギーがある

ある・ない

医師の指導を受けていますか

はい・いいえ

(3) 以下は、(2)でアレルギーが「ある」と答えた人のみ回答してください

○どんな食品ですか記入してください

【例：エビ】

○エピペンを所持していますか

はい・いいえ

(エピペンを所持している場合)

○保管場所を記入してください

このアンケートを記入した後、栄養指導やカウンセリングを受けたい人は名前を書いてください、個別相談の予約をします。

お名前 _____

※個人情報について外部に知られることはありません